



## 新勤評反対訴訟団ニュース 第32号

2010年 1月 27日  
新勤評反対訴訟団  
事務局  
〒530-0047  
大阪市北区西天満4丁目  
3-3 星光ビル1階  
連絡先：06-6311-1250

### 2月 19日(金) 午後4時 控訴審判決

大阪地裁・高裁 202号法廷 地下鉄・京阪電車 淀屋橋・北浜駅下車 徒歩5分

傍聴集合：午後3時30分 1階 ロビー

判決報告：判決後すぐ、裁判所北側出入口付近

#### 判決報告集会

場所：エルおおさか 7階708号室

地下鉄・京阪 天満橋・北浜 徒歩5分

時間：午後5時30分～7時30分

## 2・19判決法廷・報告集会に最大限の結集を

いよいよ控訴審判決です。1審判決は、「公権力による裁量権」を口実に強行した「評価・育成システム」が、上位法である憲法、教育基本法、学校教育法等の制限を「逸脱」しているとまでは断定できなかったから、「制度」には「違法性が認められない」としました。私たちは、法廷において、この論理を覆すに十分な論理と証拠を積み上げてきました。中田鑑定意見書、1審判決が認定した「学校教育目標には教職員や保護者の意見が反映されている」という事実が存在しないことを示す新証拠の提示をはじめ、1審で原告や弁護団が立証してきた本件制度が教育の特質に合致しない制度であり、子どもの学習権を侵害し違憲・違法であることを確認できるありとあらゆる証拠・証言・論理を控訴審でも提起しています。

しかし、第4回法廷での、はじめに「結審」ありきという裁判長の態度は、許しがたいものでした。裁判長の訴訟指揮から推し量れば、判決に期待はできません。

私たちは、高裁が地裁判決を容認し不当な判決を積み重ねた場合、上告して最高裁でも闘いを継続します。そして何より、訴訟団の発足からここまで、3年間以上にわたって積み上げてきた取り組みの成果を「評価・育成システム」と新勤評制度を撤回させるための運動の力へと結集していきます。取組の成果は、大阪府や府教委を追い込む論理と証拠に加えて、訴訟団に結集する人々の広がりそのものです。

大阪の裁判所への結集は、控訴審判決が最後になります。2月19日判決法廷と報告集会に最大限の参加をお願いします。

## 2・19判決を迎え撃つ！訴訟団会議（12月19日）で議論

訴訟団は、昨年末の12月19日に訴訟団会議を開き、今後の方針について議論しました。会議では、まず、1審と2審における法廷闘争（論理・証拠）と新勤評制度に反対する訴訟団の運動が勝ち取ってきた成果を確認しました。その上に立って、控訴審判決までの運動と判決の後の運動の基本的なスタンスと方針について議論し、意思統一を行いました。

### (1)高裁が不当判決を行った場合、上告して法廷闘争を継続します。

#### 子どもの学習権と教員の権利

1審判決は、争点である「学校教育目標」の支配性をきわめて軽く扱うことによって、不当な支配に当たらないとしました。しかし、本件システムの「自己申告」は、具体的な教育内容にまで支配が及びます。訴訟団は、子どもの学習する権利を充足させる権利との関係で教員にどのような教授の自由が成立するか、「評価・育成システム」がこれをどのように侵害するのか等、より深く踏み込んだ議論を行いました。

控訴審では、これらを裏付ける具体的な証拠に加えて、1審判決が憲法と教育基本法に踏み込んだ判断を避けたことについての全面的な反論を行い、本件システムを憲法23条（教授の自由）と26条（教育を受ける権利）によって保障された子どもと教員の権利を侵害するものであることを新たな切り口を加えて批判しています。

子どもは、学習権を侵害する行為や学習権と無関係な行為を義務づけようとする行為に対してそれを排除する権利を持っています。「自己申告票」に記載される目標に基づく教育が、子どもの内心や人格形成にかかわるものであれば、それ自体が自由権的側面を持つ子どもの学習権を制約することになります。

教員は、公教育をほどこす公権力の末端を担う者として子どもに相対しています。しかし、一方では教員は子どもの学習権を制約しようとする公権力に相対することのできる者でもあります。したがって、学校や教室において、子どもの学習権の自由権側面が公権力から侵害されることを防止することができるのは教員以外にはないのです。教員は、子どもの学習権の自由権的側面を侵害する教育を行ってはならない義務があると同時に、これを侵害する行為の遂行を拒否する義務を負っているということです。公権力との関係から見た場合、教員のこの義務こそが「教授の自由」だということができます。

提出を義務づけられた「自己申告票」に記載される目標に基づく教育が、子どもの内心や人格形成にかかわるものであれば、それ自体子どもの学習権の自由権的側面を制約することになります。1審判決は、原告の側に「公権力の裁量権を逸脱して違憲・違法である」ことの立証責任を課しました。しかし、事がらの本質は、被告・大阪府にこそ、本件システムによって子どもの学習権の自由権的側面を制約しないことの立証、及びそれに変わるより制約的でないシステムが存在しないことの立証を行う責任があるはずで、そのような主張立証がない場合には、自己申告票の提出義務を課す本件システムは、子どもの学習権を侵害するものとして違憲であるというべきです。

## 教育裁判として、最高裁へ

中田鑑定意見書は、私たちの主張を強固に補強しました。中田意見書は、憲法26条を出発点に「子どもの教育権保障の主体は誰か」という問題提起から、「教員の教育権」を導き出しました。

中田意見書が、旭川学テ判決を引用し、結論として、「個々の学校や子どもに応じた教育内容と方法を研究する自由と、自らの専門性と研究成果に基づいた教授の自由が、教師の職務に由来する教育の自由として保障されねばならない」としたのも、教育の本質的要請をふまえた普通教育における教師の役割をふまえ、かつ、子どもの学習権をもっともよく保障しうる立場にある教師の地位に鑑み、子どもの学習権保障の主体である教師が子どもと直接の人格的接触をしない者によって学習権保障を脅かされることのないようにしようとの配慮に基づくものというべきです。なにより求められているのは、子どもの学習権を保障するもっとも重要な主体である教員が、国や校長によってその専門性や同僚性を阻害されることなく、子どもの学習権を保障する教育を行うことができる環境の獲得です。中田意見書の結論は、そのための法的根拠を明確に提供しています。

さらに、第4回法廷に提出した第2準備書面では、中田意見書に基づいて、情報開示された職員会議議事録などから、多くの学校で、「学校教育目標」が職員会議等で審議された事実がまったく存在せず、校長の独断で「学校教育目標」が決定されていることを立証する新たな証拠を提示しました。私たちは、今回提出した第2準備書面で主張している中の次の3点にわたって、大阪府に認否と反論を要求しました。

「府立学校や市町村立学校における学校教育目標が、校長のみならず教員集団や教員以外の職員等の意見を踏まえ、さらには保護者や地域住民の意見をも参考にしたうえで策定される」という大阪府側主張に対して、私たちは情報開示した新証拠に基づいて、これらがまったく「架空」であることを証明しました。この証拠・主張に対する認否。

私たちは、自己申告票を提出する法的義務を要求することは、憲法26条の子どもの学習権を侵害し、同23条の教員の教育の自由を侵害すると主張してきました。これらはいずれも精神的自由権の侵害であるから、被控訴人は、同自由権の侵害ではない立証責任を負うが、いまだその立証が行われていないことに対する反論。

自己申告票不提出者に対して、勤務評定がなされないまま昇給及び勤勉手当の成績率が決定されていることは、地公法40条1項に反する明白な法律違反であるとの主張に対する反論。

大阪府は、中田意見書に対しても、新証拠に対しても、中田意見書を裏付ける数多く提出した原告らの意見陳述に示された具体的事実に対しても、具体的な反論を行っていません。しかも、教育の主体である元生徒の証人申請さえ、「必要ない」と判断しました。大阪高裁が、私たちが示した論理と事実を無視した不当な判決を行った場合、私たちは上告して闘いを継続します。

## (2) 法廷闘争と反対運動を結合した運動を継続し、さらに本格的な新勤評制度撤回運動の拡大を目指します。

### 運動方針の柱について

「検証アンケート」に府立高校職場を中心に取り組みました。アンケートの提起と集約は、職場の

中で、一人ひとりが主体的な運動の担い手となることです。昨年未の段階で、全府立高校教職員の1割を超える回答が寄せられています。今、その分析を大急ぎで行っています。「検証アンケート」の取り組みは、可能なところから府立学校以外の職場に広がりつつあります。

「検証アンケート」の分析に基づいて府教委に対する「質問書（要求書）」を作成し、府教委に新勤評制度撤回を要求します。

**大阪の「教員評価」は  
子どもたちの未来を奪う**

教師「105名」の良心の  
訴えを聞いてください

市民リーフレットが完成しています。大阪府民を中心に広く市民へ、「大阪府教職員の評価・育成システム」の不当性をあらゆる場、あらゆる機会を通して問題提起し、運動の拡大をめざします。リーフレットは市民集会への撒き入れにとどまらず、積極的に各市民団体等に配布の要請を行っていきます。保護者やPTA組織への配布も積極的に追求します。各教職員組合（団体）や労働組合（団体）にも配布を要請します。リーフレットの送付希望を事務局までご連絡ください。



これらの取り組みを、2月19日判決の前後を通じて広げていきます。また、今後の闘いを推進するための財政基盤確立と会費納入・会員拡大及びカンパ活動を強化します。



\*\*\*\*\*

## カンパ活動へのご協力ありがとうございました。

財政基盤を確立し、運動のさらなる拡大のために

会員の拡大とカンパ活動へのご協力をお願いします。

前回ニュースによる訴訟団へのカンパの訴えによって、多くのかたがたから、カンパを頂きました。ありがとうございました。訴訟団は、2006年10月に結成されて以来、3年を超え、多くの皆さんに支えられて訴訟団ニュースを初め、裁判資料、裁判後の集会、各種集会、その他検証アンケート、市民向けリーフレットなどで、大規模な活動を担ってきました。今後の活動を支える為にも、ぜひカンパ活動と会員拡大にご協力ください。多数のみなさんのご協力よろしくお願いします。

郵便振り込み番号 00950-0-252496

加入者名 評価育成システムに反対する会

\*\*\*\*\*

4月4日（日）午後「訴訟団大集会（集会名称未定）」を行います。

場所 大阪府立中央区民センター

集会は、訴訟準備段階から3年半以上にわたる1審と2審における裁判（論理・証拠・法廷闘争）による成果と訴訟団を核とした運動とその組織化が勝ち取った成果を確認し、最高裁段階に入る直前に、今後の訴訟団の闘いの中期的な展望を示す決起集会をイメージするものです。集会で、最高裁段階に入った新勤評反対訴訟への協力を呼びかけ、制度撤回を要求する大衆的な運動への参加を呼びかけます。